

楽天株式会社

第20回 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日 時 2017年3月30日（木曜日） 午前10時
場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

報告事項

1. 第20期（自2016年1月1日 至2016年12月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第4号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第5号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役にストックオプションとして新株予約権を発行する件



証券コード 4755

企業理念

イノベーションを通じて、 人々と社会をエンパワーメントする

当社グループは、イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントすることを経営の基本理念としています。

ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすること、

社会を変革し豊かにしていくことに寄与していきます。

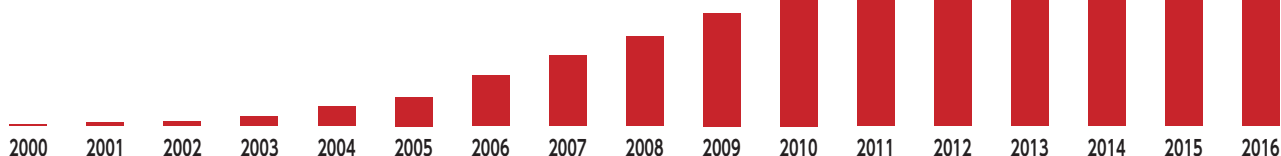
これらにより、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図り、グローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

10.7兆円

グローバル流通総額

*1: グローバル流通総額 = 国内 E C 流通総額 + クレジットカードショッピング取扱高 + Edy決済取扱高 + 楽天ポイントカード取扱高 + 海外グループ E C 流通総額 + Ebates流通総額 + デジタルコンテンツ取扱高 + 楽天マーケティング取扱高

*2: 決済・アフィリエイトサービスには、楽天グループ内 E C・コンテンツ取引を含む



トップメッセージ

楽天は今年、創業から20周年を迎えました。インターネット・ショッピングモール「楽天市場」から事業をスタートし、Eコマース、金融（FinTech）、デジタルコンテンツ、通信などの分野でさまざまなサービスの提供を行い、共通IDによる会員ビジネスを軸とした他にはないユニークな「楽天エコシステム（経済圏）」を形成してきました。また、社内組織やオペレーションを常に進化させ、生産性の向上や新しいビジネス創出を促進する仕組みづくりに取り組んでまいりました。1997年の創業当時6名だった従業員は、現在では約1万4,000人となりました。そして、世界で10億人を超えるユーザーに革新的なサービスを提供し、10兆円を超える規模のグローバル流通総額を生み出すグループ企業体にまで成長しています。

インターネットが社会のインフラとして当たり前ものとなり、人々の行動様式や国家の定義すら変える大変革の時代を迎える中、楽天は昨年、今後も常識にとらわれない新たな試みに挑むべく、体現し続けるべきビジョンを「グローバル イノベーション カンパニー」としました。ビッグデータやAI（人工知能）を活用しサービスの変革や品質向上に努めるとともに、事業をインターネット上のサービスを越えて、MVNO（仮想移動体通信事業者）やリアルでのモバイル決済サービス、ドローンを活用した配送サービス等、新たな分野に拡大しています。また、楽天ブランドを世界規模でさらに高めていくために、2017-2018シーズンからスペインの名門サッカーチーム「FCバルセロナ」のグローバルメインパートナー及びグローバル イノベーション&エンターテインメント パートナーとなります。

楽天は、さらなる飛躍を目指し、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」という理念のもと、楽天グループだからこそできる、これまでにない新しい価値を提供するとともに、持続的な成長を実現することで企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。株主の皆様には今後も格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長兼社長
三木谷 浩史



証券コード4755
2017年3月10日

株主各位

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天株式会社

代表取締役 三木谷 浩史

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2017年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第20期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第4号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第5号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役にストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのであらかじめご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

■書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2017年3月29日（水曜日）午後6時まで**に到着するようご返送ください。

■インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合には、**後記（5頁～6頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】**をご高覧の上、**2017年3月29日（水曜日）午後6時まで**に行役してください。

ご注意事項

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項を法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ③連結計算書類の「連結持分変動計算書」
 - ④連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑤計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑥計算書類の「個別注記表」なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は当社ウェブサイトにも掲載しております。（和文及び英訳）

当社ウェブサイトアドレス <https://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2017年3月29日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとしてVer.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorer は米国Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター

【電話】 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6.（条文省略）</p> <p>7. コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務</p> <p>イ) 開発及び製造</p> <p>ロ) 販売、輸出入、仲介及び設備投資</p> <p>ハ) 保守及び修理</p> <p>ニ) 運用及び要員派遣</p> <p>ホ) 計算受託業務</p> <p>ヘ) リース及びレンタル （新設）</p> <p>8. ～28.（条文省略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6.（現行どおり）</p> <p>7. コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェア及びデジタルコンテンツに関する下記業務</p> <p>イ) 開発及び製造</p> <p>ロ) 販売、輸出入、仲介及び設備投資</p> <p>ハ) 保守及び修理</p> <p>ニ) 運用及び要員派遣</p> <p>ホ) 計算受託業務</p> <p>ヘ) リース及びレンタル</p> <p>ト) 配信</p> <p>8. ～28.（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
29. <u>スポーツ用品、遊戯機器、がん具、農水畜産加工食品、日用品雑貨、化粧品、医薬品及び医療器具の輸出入業及び販売業</u>	29. <u>スポーツ用品、遊戯機器、がん具、農水畜産物及び農水畜産加工食品、日用品雑貨、化粧品、医薬品及び医療機器等の研究、開発、製造業、製造販売業、加工業、輸出入業及び販売業</u>
30. <u>スポーツ用品、遊戯機器、がん具、農水畜産加工食品、化粧品、医薬品及び医療器具の製造業及び加工業</u>	(削除)
31. ～33. (条文省略)	30. ～32. (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

1. 提案の理由

現任の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役8名の選任をお願いするものです。なお、本議案が原案通り承認された場合、取締役のうち4名を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の50%が独立役員となります。

2. 取締役会に関する考え方

（コーポレート・ガバナンスの実効性を高める施策）

当社グループは、企業価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、全員が社外監査役によって構成されています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役及び社外監査役を中心に、客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営について多角的な議論を自由闊達に行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

2016年4月からは、取締役及び監査役を中心に、グループ経営戦略等に関する集中討議を取締役会とは別に四半期ごとに開催しており、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない、中長期的視野に立った議論を行っています。また、スピード感のある企業経営の実現を目指すため、2016年8月には、取締役会での審議事項及び金額基準を全面的に見直しました。当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの実効性を高める施策を実施してまいります。

（取締役候補者の選定）

当社は、企業理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を1年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としています。

具体的には、IT業界、金融業界、会社経営、法曹、財務会計、行政、コンサルティング等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しています。

第20回定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、8名の取締役が就任するこ

ととなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えています。また、当社は取締役の多様性も重視しており、取締役候補者8名の内、女性1名、外国人3名を、社外取締役5名の内、女性1名、外国人2名を選定しています。

(独立役員の独立性について)

透明性の高い経営と強固な経営監督機能を確立し、企業価値の向上を図るため、当社の社外役員のうちから、独立役員を選定するに当たり、原則として、以下のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断しています。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者（※1）
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近においてaからcまでのいずれかに該当していた（※3）者
- e. 上記aからdまでのいずれかに掲げる者の近親者又は当社若しくは当社子会社の業務執行者（最近まで業務執行者であった者を含む。）の近親者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者を含む。）

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含む。監査役は含まない。

※2：当社との取引額等を基準とし、当社からの支払額が当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%以上を占める場合をいう。

※3：当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、aからcまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいう。

3. 候補者について

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号	氏名		当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	三木谷 浩史 <small>みきたに ひろし</small>	再任	代表取締役会長兼社長	20年	100% (12回/12回中)
2	穂坂 雅之 <small>ほさか まさゆき</small>	再任	代表取締役副会長	3年	100% (12回/12回中)
3	Charles B. Baxter <small>チャールズ・B・バクスター</small>	再任	取締役	6年	100% (12回/12回中)
4	久寿良木 健 <small>くたらぎ けん</small>	再任 社外 独立	取締役	7年	100% (12回/12回中)
5	Joshua G. James <small>ジョシュア・G・ジェイムズ</small>	再任 社外	取締役	1年	89% (8回/9回中)*
6	御立 尚資 <small>みたち たかし</small>	再任 社外 独立	取締役	1年	100% (9回/9回中)*
7	村井 純 <small>むらい じゅん</small>	再任 社外 独立	取締役	5年	75% (9回/12回中)
8	Youngme Moon <small>ヤン ミ ム ーン</small>	再任 社外 独立	取締役	2年	83% (10回/12回中)

*2016年3月30日の取締役就任以降の状況を記載しています。

候補者番号 1

みきたにひろし
三木谷 浩史

再任

当社における担当▶

最高執行役員

オープンEC・AD・アフィリエイトカンパニープレジデント、グループカンパニーディビジョングループプレジデント

候補者とした理由▶

1997年2月の当社創業以来、代表取締役として20年にわたり当社グループの経営を指揮し、他に類を見ない革新的なビジネスモデル「楽天エコシステム（経済圏）」を確立させてきました。

また、最高執行役員及びインターネットサービスセグメントリーダーとして当社グループ全体及び当該セグメントの成長を牽引しております。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。

生年月日

1965年3月11日生

略歴、地位及び担当

1988年4月 株式会社日本興業銀行入行
1993年5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得
1996年2月 株式会社クリムゾングループ（現合同会社クリムゾングループ）
代表取締役社長（現代表社員）（現任）
1997年2月 当社設立、代表取締役社長
2001年2月 当社代表取締役会長兼社長（現任）
2004年3月 当社最高執行役員（現任）
2006年4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ（現楽天フットボールクラブ株式会社）
代表取締役会長（現任）
2008年1月 株式会社楽天野球団代表取締役会長
2010年2月 一般社団法人eビジネス推進連合会（現一般社団法人新経済連盟）
代表理事（現任）
2011年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長（現任）
2012年8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー（現任）
2015年3月 Lyft, Inc. Director（現任）
2016年8月 Aspyrian Therapeutics, Inc. Chairman and Director（現任）

重要な兼職の状況

合同会社クリムゾングループ代表社員
楽天フットボールクラブ株式会社代表取締役会長
一般社団法人新経済連盟代表理事
公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長
株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー
Aspyrian Therapeutics, Inc. Chairman and Director

所有する当社株式の数
176,155,800株

取締役会への出席状況
100%（12回/12回中）

候補者番号

2

ほ さ か ま さ ゆ き

穂坂 雅之

再任

当社における担当▶

副会長執行役員
カード&ペイメントカンパニープレジデント

候補者とした理由▶

クレジットカードサービス会社での経験を経て、2003年に当社のパーソナルファイナンス事業準備室長としてFinTech事業の立ち上げに参画し、同事業の急成長に貢献してきました。

また、FinTechセグメントリーダーとして当該セグメントの成長を牽引しております。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。

生年月日

1954年7月31日生

略歴、地位及び担当

重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

156,600株

1980年4月 オリックス・クレジット株式会社入社
2003年12月 当社パーソナルファイナンス事業準備室長
2005年5月 当社執行役員
2006年2月 楽天クレジット株式会社（現楽天カード株式会社）代表取締役社長
2007年3月 同社取締役副会長
2009年4月 同社代表取締役社長（現任）
2013年2月 当社常務執行役員
2014年1月 当社副社長執行役員
2014年3月 当社代表取締役（現任）
2016年4月 当社副会長執行役員（現任）
2016年7月 当社カード&ペイメントカンパニープレジデント（現任）

楽天カード株式会社代表取締役社長

取締役会への出席状況

100%（12回/12回中）

候補者番号 3	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	再任
----------------	---	-----------

当社における担当 ▶ — (Rakuten USA, Inc. Chairman and Director)

候補者とした理由 ▶ インターネット業界及び企業経営に精通していることに加え、2012年よりRakuten USA, Inc.のChairman and Directorを務める等の貢献を踏まえ、当社グループの米国事業をより一層推進するために、引き続き選任をお願いするものです。

生年月日	略歴、地位及び担当	重要な兼職の状況
1965年4月19日生	1998年10月 eTranslate, Inc. CEO	—
所有する当社株式の数 0株	2001年3月 当社取締役	
	2003年3月 当社取締役退任	
	2004年7月 Wineshipping.com LLC Chairman (現任)	
	2011年3月 当社取締役 (現任)	
	2012年2月 Rakuten USA, Inc. Chairman and Director (現任)	
取締役会への出席状況 100% (12回/12回中)	2015年1月 Reyns Holdco, Inc. Chairman (現任)	

候補者番号 4	くた ら ぎ けん 久寿良木 健	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任
----------------	----------------------------	-----------------	----------------	-----------

候補者とした理由 ▶ 主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

生年月日	略歴、地位及び担当	重要な兼職の状況
1950年8月2日生	1975年4月 ソニー株式会社入社	ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー
所有する当社株式の数 10,000株	1993年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント(現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 取締役	サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役CEO
	1999年4月 同社代表取締役社長	
	2000年6月 ソニー株式会社取締役	
	2003年11月 同社取締役副社長兼COO	
	2006年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント (現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 会長兼グループCEO	株式会社ノジマ社外取締役
取締役会への出席状況 100% (12回/12回中)	2007年6月 同社名誉会長 ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー (現任)	
	2009年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役CEO (現任)	
	2010年3月 当社取締役 (現任)	
	2011年6月 株式会社ノジマ社外取締役 (現任)	

候補者番号 **5**

ジョシュア・G・ジェイムズ
Joshua G. James

社外取締役
候補者

再任

候補者とした理由▶

主にインターネットサービスに関する専門的な知識や北米におけるインターネットサービス企業経営の豊富な経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、過去において当社の社外取締役であったことがあります。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

生年月日

1973年6月28日生

略歴、地位及び担当

1996年10月 Omniture, Inc. Founder and CEO
2009年10月 Adobe Systems, Inc. Senior Vice President and General Manager of Omniture Business Unit
2010年10月 Domo, Inc. Founder and CEO (現任)
2011年3月 当社取締役
2015年3月 当社取締役退任
2016年3月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Domo, Inc. Founder and CEO

所有する当社株式の数
1,500株

取締役会への出席状況
89% (8回/9回中)

候補者番号 **6**

みたち たかし
御立 尚資

社外取締役
候補者

独立役員
候補者

再任

候補者とした理由▶

経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

生年月日

1957年1月21日生

略歴、地位及び担当

1979年4月 日本航空株式会社入社
1992年6月 ハーバード大学経営大学院修士号取得
1993年10月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社
1999年1月 同社ヴァイスプレジデント
2005年1月 同社日本代表
2011年4月 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会理事 (現任)
2013年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (現任)
2016年1月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター (現任)
2016年3月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公益社団法人経済同友会副代表幹事
株式会社ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター

所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
100% (9回/9回中)

候補者番号 7	むらい じゅん 村井 純	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任
候補者とした理由 ▶	インターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。			
生年月日	略歴、地位及び担当		重要な兼職の状況	
1955年3月29日生	1984年8月	東京工業大学総合情報処理センター助手	慶應義塾大学環境情報学部教授・学部長	
	1987年3月	慶應義塾大学工学博士号取得		
所有する当社株式の数	1987年4月	東京大学大型計算機センター助手	株式会社ブロードバンドタワー社外取締役	
1,500株	1990年4月	慶應義塾大学環境情報学部助教授		
	1997年4月	同大学環境情報学部教授（現任）		
取締役会への出席状況	2005年5月	学校法人慶應義塾常任理事		
75%（9回/12回中）	2009年10月	慶應義塾大学環境情報学部長（現任）		
	2011年9月	株式会社ブロードバンドタワー社外取締役（現任）		
	2012年3月	当社取締役（現任）		

候補者番号 8	ヤ ン ミ ム ーン Youngme Moon	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任
候補者とした理由 ▶	経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			
生年月日	略歴、地位及び担当		重要な兼職の状況	
1964年4月24日生	1996年6月	スタンフォード大学博士号取得	Avid Technology, Inc. Director	
	1997年7月	マサチューセッツ工科大学Assistant Professor		
所有する当社株式の数	1998年7月	ハーバード大学経営大学院Assistant Professor	ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean of Strategy and Innovation, Donald K. David Professor	
0株	2003年7月	ハーバード大学経営大学院Associate Professor		
	2005年9月	Avid Technology, Inc. Director（現任）		
取締役会への出席状況	2007年7月	ハーバード大学経営大学院Donald K. David Professor of Business Administration（現任）	Unilever N.V./Unilever PLC Director	
83%（10回/12回中）	2010年7月	ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean and Chair of the MBA Program		
	2014年7月	ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean of Strategy and Innovation		
	2015年3月	当社取締役（現任）		
	2016年4月	Unilever N.V./Unilever PLC Director（現任）		

- (注) 1. 取締役候補者 三木谷浩史氏は、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団の理事長及び一般社団法人新経済連盟の代表理事であり、当社は両団体に対して協賛金及び会費の支払を行っていますが、2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
2. 取締役候補者 久尋良木健氏は、ソニー株式会社のシニア・テクノロジーアドバイザーであり、同社は当社に対して物品販売等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
3. 取締役候補者 Joshua G. James氏は、Domo, Inc.のFounder and CEOであり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
4. 取締役候補者 御立尚資氏は、公益社団法人経済同友会の副代表幹事であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
5. 取締役候補者 村井純氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授・学部長であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っていますが、2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、株式会社ブロードバンドタワーの社外取締役であり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
6. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者久尋良木健、Joshua G. James、御立尚資、村井純、Youngme Moonの5氏は社外取締役候補者であり、社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。
- 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を社外取締役との間で締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役である久尋良木健、Joshua G. James、御立尚資、村井純、Youngme Moonの5氏といずれも責任限定契約を締結しています。5氏の再任をご承認いただいた場合、当社は5氏との当該責任限定契約を継続する予定です。
8. 取締役候補者 久尋良木健、御立尚資、村井純、Youngme Moonの4氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、4氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

第3号議案

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員（以下、当社グループ役職員）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2015年3月27日開催の第18回定時株主総会において承認されています報酬額とは別枠にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役を除く当社取締役は3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

【理由】

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として当社グループ役職員に付与することにより、当社グループ役職員が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。

また、本新株予約権は、新株予約権発行の日から1年後の応当日以降に、付与された新株予約権の一部について行使可能となり、4年後の応当日の前日までの間行使可能となる割合が段階的に増加し、4年後の応当日以降は、その全てについて行使可能となります。かかる段階的に行使可能となるストックオプションは、新株予約権発行の日から1年後の応当日から行使可能とすることで、新たに当社グループの一員となる人材にとって魅力ある報酬制度となり、特に人材獲得競争の激しい国・地域において、優秀な人材の獲得に資することとなります。また、その一方で、新株予約権発行の日から4年後の応当日まで行使できない部分を残すことで、長期的な当社グループの業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能します。

このように、優秀な人材の獲得・確保及び当社グループ役職員の意欲向上による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ役職員を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものです。

【当社グループの報酬の決定方法・特徴】

本新株予約権の付与を含む報酬総額の決定にあたっては、当社グループの営業利益の目標達成度、各グループ会社・事業又は部門の業績、個人の人事評価結果等を反映して決定します。

また、当社グループは、原則として、職位や役割等が大きい者ほど、各グループ会社・事業又は部門・個人の業績等に連動する賞与等や、株価に連動するストックオプションの総報酬に占める割合が高くなるよう報酬制度を設計していますが、職位・役割等が比較的小さな入社2年目以降等の従業員から取締役までの幅広い層に対して新株予約権を付与していることが特徴です。これは、当社グループ役職員の大多数が潜在的株主になることで、企業価値及び株主価値の向上に対する役職員一人ひとりの当事者意識を更に強め、グループとしての一体感を高めることを目的としているためです。当社グループ役職員全体の一体感を向上させることは、楽天エコシステムを国内外で拡大・成長させるために不可欠な要素であると考えています。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員

なお、当社子会社又は当社関連会社の社外取締役又は監査役であっても、当社、他の当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員又は従業員の地位を有する場合には、本新株予約権の割当てを受ける者に含まれるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、19,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

190,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日(以下「発行日」という。)の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役(社外取締役を除く。)、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%(ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。)について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。

- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

前記（9）に準じて決定する。

- (12) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役（社外取締役を除く。以下本項において同じ。）に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は20,000個を上限とする。

当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第4号議案

当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役に ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2015年3月27日開催の第18回定時株主総会において承認されています報酬額とは別枠にて、当社社外取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、当社社外取締役は5名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループ社外取締役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ社外取締役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社グループ社外取締役に対し、社内外での知見・経験を活かした客観的かつ忌憚なき助言提供、経営の意思決定、業務遂行の監督等株主利益の観点から社外取締役に求められる役割について、更なる意識喚起を行うことができると考えています。

このように当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ社外取締役を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものです。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行の日から少なくとも3年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、50,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

2021年3月31日から2027年3月29日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

前記（9）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社社外取締役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社社外取締役に付与する新株予約権は500個を上限とする。

当社社外取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社社外取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第5号議案

当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役に ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

また、本議案は、会社法第387条の規定に基づき、2007年3月29日開催の第10回定時株主総会において承認されています報酬額とは別枠にて、当社監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものです。

なお、当社監査役は4名です。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループ監査役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ監査役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社グループ監査役に対し、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について、更なる意識喚起を行うことができ、企業価値及び株主価値の向上に不可欠な健全な成長を確保し、社会的信頼に応える体制を構築できると考えています。

このように当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ監査役を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものです。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行の日から少なくとも3年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、50,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

2021年3月31日から2027年3月29日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

- ④新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（２）及び（３）に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（５）に準じて決定する。
 - ⑤新株予約権を行使できる期間
前記（６）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（６）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（８）に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権の取得事由及び条件
前記（９）に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (13) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 監査役の報酬等に関する事項

当社監査役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社監査役に付与する新株予約権は500個を上限とする。

当社監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。なお、当社監査役に付与する新株予約権の公正価額の総額は50百万円を上限とする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業利益	IFRS営業利益	当期利益 (親会社の所有者帰属)
7,819億円 (前期比 9.6%増) 	1,191億円 (前期比21.7%減) 	780億円 (前期比17.6%減) 	380億円 (前期比14.5%減) 

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下、Non-GAAP指標）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下、IFRS営業利益）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことで、その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

■ 当期の経営成績 (Non-GAAPベース)

当事業年度における世界経済は、米国金融政策正常化の影響等について留意する必要があるものの、緩やかに持ち直し基調が継続しました。日本経済についても、雇用や所得環境の改善傾向が続く中、緩やかな回復基調にあります。

このような環境下、当社グループは、2016年2月に発表した中期戦略「Vision 2020」を踏まえた施策を強力に進めています。インターネットサービスの主力である国内ECにおいては、顧客満足度向上のための取組、積極的な販促活動、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化、楽天エコシステム（経済圏）のオープン化戦略等を実施し、売上収益の更なる成長に努めています。海外インターネットサービスにおいては、米国Ebates Inc.（以下、Ebates社）の順調な成長等により、業績は改善基調にあります。FinTechにおいては、『楽天カード』の会員基盤の更なる拡大により手数料収入が増加したほか、銀行サービスも拡大した結果、証券サービスが株式市況の影響を受けたものの、売上収益及び利益が堅調に増加しています。

この結果、当社グループの当事業年度における売上収益は781,916百万円（前事業年度比9.6%増）となりましたが、積極的な販促活動による費用増、前事業年度に計上した株式評価益の剥落及び株式市況の低迷の影響等により、Non-GAAP営業利益は119,080百万円（前事業年度比21.7%減）となりました。

■Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当事業年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産の償却費は7,789百万円、株式報酬費用は7,344百万円となりました。また、のれん及び無形資産等の減損等25,970百万円を非経常的な項目としております。なお、前事業年度における非経常的な項目43,054百万円は、のれん及び無形資産等の減損等の合計額です。

■当期営業成績（IFRSベース）

当事業年度における売上収益は781,916百万円（前事業年度比9.6%増）、営業利益は77,977百万円（前事業年度比17.6%減）、当期利益（親会社の所有者帰属）は37,995百万円（前事業年度比14.5%減）となりました。

（単位：百万円）

	前事業年度（第19期） （自 2015年 1 月 1 日 至 2015年12月31日）	当事業年度（第20期） （自 2016年 1 月 1 日 至 2016年12月31日）	増減額	増減率
売上収益	713,555	781,916	68,361	9.6%
Non-GAAP営業利益	152,153	119,080	△33,073	△21.7%
無形資産償却費	△8,322	△7,789	533	△6.4%
株式報酬費用	△6,088	△7,344	△1,256	20.6%
非経常的な項目	△43,054	△25,970	17,084	△39.7%
IFRS営業利益	94,689	77,977	△16,712	△17.6%
当期利益（親会社の所有者帰属）	44,436	37,995	△6,441	△14.5%

■セグメントの概況

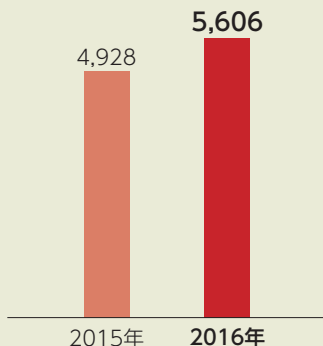
各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業損益ベースで表示しています。また、当事業年度第3四半期から、当社グループにおける社内カンパニー制導入に伴う内部報告管理体制の変更により、「その他」セグメントを構成していた事業を「インターネットサービス」セグメントを構成していた事業と一体化して管理しています。この結果、従来の3つの報告セグメントを「インターネットサービス」及び「FinTech」の2つの報告セグメントに変更しています。前事業年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しています。



インターネットサービス

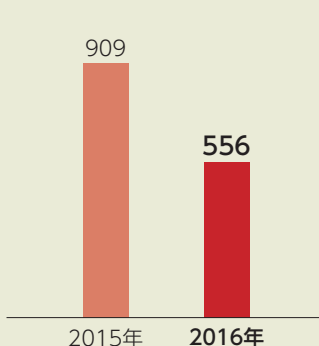
セグメント売上収益

(単位：億円)



セグメント利益

(単位：億円)



売上収益構成比 (調整額は除く)

65.4%

主な事業

- 国内EC (楽天市場、楽天トラベル等)
- 海外EC (Ebates, PriceMinister等)
- 電子書籍サービス (楽天Kobo, OverDrive等)
- 通信およびメッセージングサービス (楽天モバイル, Viber等)
- プロスポーツ (楽天イーグルス, ヴィッセル神戸)

当事業年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの国内ECにおいては、新規ユーザー獲得や長期的なロイヤルカスタマーを育成するための積極的な販促活動の実施、顧客満足度向上のための取組、スマートデバイス向けのサービス強化、楽天エコシステムのオープン化戦略等を積極的に展開しました。海外インターネットサービスにおいては、Ebates社の順調な成長等により、業績は改善基調にあります。MVNO（仮想移動体通信事業者）サービス『楽天モバイル』においては、前事業年度第2四半期より本格化した積極的な販促活動が奏功し、売上収益が大幅に増加しています。

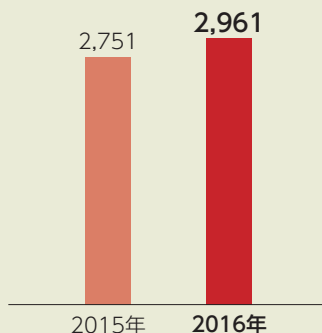
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は560,555百万円（前事業年度比13.7%増）となったものの、積極的な販促活動による費用増及び前事業年度に計上した株式評価益の剥落等により、セグメント利益は55,568百万円（前事業年度比38.9%減）となりました。

¥

FinTech (フィンテック)

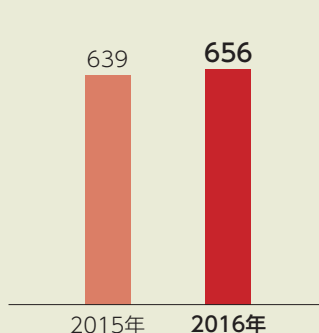
セグメント売上収益

(単位：億円)



セグメント利益

(単位：億円)



売上収益構成比
(調整額は除く)

34.6%

主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命

当事業年度のFinTechセグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、『楽天カード』会員の増加に伴い、ショッピング取扱高やリボ残高が伸長し、売上収益及び利益が順調に増加しています。銀行サービスにおいては、ローン残高の伸長に伴う貸出金利息収益の増加や費用効率化により、マイナス金利政策の環境下にも関わらず利益拡大が継続しています。証券サービスにおいては、市況変動の影響が大きく、売上収益及び利益共に前事業年度を下回りました。

この結果、FinTechセグメントにおける売上収益は296,066百万円（前事業年度比7.6%増）、セグメント利益は65,587百万円（前事業年度比2.6%増）となりました。

2. 財産及び損益の状況

区 分		第17期	第18期	第19期	第20期
		(自 2013年 1月 1日 至 2013年12月31日)	(自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)	(自 2015年 1月 1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日)
売上収益	(百万円)	518,568	598,565	713,555	781,916
営業利益	(百万円)	90,244	106,397	94,689	77,977
Non-GAAP営業利益	(百万円)	—	118,092	152,153	119,080
税引前当期利益	(百万円)	88,610	104,245	91,987	73,923
当期利益	(百万円)	43,481	71,103	44,280	38,001
当期包括利益	(百万円)	67,881	123,822	51,116	22,030
基本的1株当たり当期利益	(円)	32.60	53.47	32.33	26.65
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	32.41	53.15	32.09	26.44
資産合計	(百万円)	3,209,808	3,680,695	4,269,953	4,604,672
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	300,063	421,562	662,044	680,247
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	227.70	318.74	464.80	476.89
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,485	111,860	78,245	30,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	30,584	△261,085	△224,078	△26,841
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	75,252	189,512	221,831	45,200
ROE	(%)	16.0	19.6	8.2	5.7
1株当たり配当金	(円)	4.0	4.5	4.5	4.5

(注) Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

3. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は総額で53,934百万円であり、主としてソフトウェアの開発・取得によるものです。

4. 資金調達の状況

2016年6月に、当社は、無担保社債の発行により40,000百万円を調達しました。

5. 企業再編等の状況

- (1) 2016年1月に、当社は、当社の連結子会社であるケンコーコム株式会社の普通株式及び新株予約権の公開買付けを完了し、同社を完全子会社としました。
- (2) 2016年12月に、当社は、株式会社爽快ドラッグの全発行済み株式を取得し、同社を完全子会社としました。

6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組を構築することが、当社グループの対処すべき課題です。また、長年にわたる持続的な成長により当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、グローバルイノベーションカンパニーであり続けることを目指します。

(1) 経営体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け、様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、全員が社外監査役によって構成されています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役及び社外監査役を中心に、客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営について多角的な議論を自由闊達に行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

2016年4月からは、取締役及び監査役を中心に、グループ経営戦略等に関する集中討議を取締役会とは別に四半期ごとに開催しており、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論を行っています。また、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ(説明責任)の明確化を実現するため、社内

カンパニー制を導入し、2016年8月には、取締役会での審議項目及び金額基準を全面的に見直しました。

加えて、当社グループの企業理念、価値観及び行動規範を定める「楽天主義」について、国内外の役職員に対し一層の浸透を図り、経営のスピードと品質を高めています。

当社グループでは今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

(2) 事業戦略

当社グループは、国内外において、楽天グループ会員を中心としたユーザーに対し様々なサービスを提供する楽天エコシステムの構築を基本的事業戦略としています。この楽天エコシステムにおいて、国内外の会員がEC、金融（FinTech）、デジタルコンテンツ等の複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果を目指します。これらを実現するため、既存サービスの顧客満足度向上、『楽天スーパーポイント』やビッグデータ等を活用したロイヤルティ向上を目指したマーケティング活動、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化、楽天エコシステムのオープン化戦略等を積極的に実施していきます。

また、楽天ブランドを世界規模で更に高めていくために、スペインの名門サッカーチームである「FCバルセロナ」のグローバルメインパートナー及びグローバルイノベーション & エンターテインメントパートナーとなります。

① インターネットサービス

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいて、顧客満足度向上のための各種施策、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化、楽天エコシステムのオープン化戦略に取り組むとともに、ビッグデータの活用等を通じて、新しい市場の創造をお取引先様と共に目指します。MVNO（仮想移動体通信事業者）やVIBER MEDIA LTD.で展開するメッセージングアプリ等の通信サービスにおいては、楽天エコシステムの会員基盤を拡大するとともに、ユーザーの利便性を更に向上させることを目指します。また、電子書籍サービス、ビデオストーリーミングサービス等のデジタルコンテンツサービスを通じて、ユーザーに更なる価値を提供することを目指します。

② FinTech

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス等の金融サービスにおいて、グループ内シナジー等を通じて一層の成長を目指します。また、金融（Finance）とインターネット技術（Technology）の更なる融合を推進し、ユーザーに新しい価値を提供することを目指します。

(3) 技術開発

当社グループが保有するビッグデータ等の解析及びその応用や、AI等に関する研究開発を促進することで、楽天エコシステムの更なる強化や、革新的なサービスの提供を目指します。また、海外拠点も含めた開発体制の強化に努め、世界でもユニークな技術を有する会社になることを目指します。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営に対する格別のご理解と一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 主要な事業内容

当社グループは、「インターネットサービス」、「FinTech」の2つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売、メッセージング及び通信サービスの提供、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「FinTech」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天銀行株式会社	25,954百万円	100.00%	インターネット・バンキング・サービスの提供
楽天カード株式会社	19,324百万円	100.00%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
楽天証券株式会社	7,496百万円	100.00%	オンライン証券取引サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバック・サイト『EBATES』の運営
楽天生命保険株式会社	2,500百万円	100.00%	生命保険事業の運営
OverDrive Holdings, Inc.	1米ドル	100.00% (100.00%)	図書館向け電子書籍配信サービスの提供
楽天コミュニケーションズ株式会社	2,026百万円	100.00%	IP電話サービス、クラウドサービス等の提供
ケンコーコム株式会社	100百万円	100.00%	健康関連商品の通信販売
RAKUTEN MARKETING LLC	1米ドル	100.00% (100.00%)	パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供
Rakuten Kobo Inc.	858百万加ドル	100.00%	電子書籍サービスの提供
VIBER MEDIA LTD.	71千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供
株式会社楽天野球団	100百万円	100.00%	プロ野球チーム『東北楽天ゴールデンイーグルス』の運営

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数です。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

9. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

(2) 子会社

名称	所在地
楽天銀行株式会社	東京都世田谷区
楽天カード株式会社	東京都世田谷区
楽天証券株式会社	東京都世田谷区
Ebates Inc.	米国
楽天生命保険株式会社	東京都世田谷区
OverDrive Holdings, Inc.	米国
楽天コミュニケーションズ株式会社	東京都世田谷区
ケンコーコム株式会社	福岡県福岡市
RAKUTEN MARKETING LLC	米国
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
VIBER MEDIA LTD.	ルクセンブルグ
株式会社楽天野球団	宮城県仙台市

10. 従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減
合計	14,134名	1,153名増

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	9,893名
FinTech	2,751名
全社（共通）	1,490名
合計	14,134名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門及び管理部門の従業員数です。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	165,895百万円
株式会社三井住友銀行	75,260百万円
三井住友信託銀行株式会社	52,401百万円

2 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数

1,432,422,600株（自己株式数6,008,888株を含む）

（注）当事業年度中における新株予約権の行使により2,048,700株増加しています。

2. 株主数

127,455名

3. 大株主（上位10名）

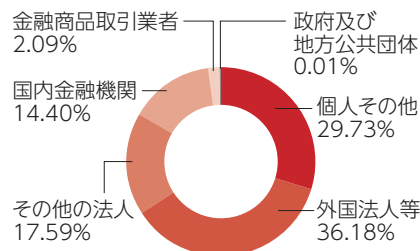
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
合同会社クリムゾングループ	226,419,000	15.87
三木谷 浩史	176,155,800	12.35
三木谷 晴子	132,625,000	9.30
JP MORGAN CHASE BANK 380055	54,539,905	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	47,012,100	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	42,480,300	2.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	25,547,926	1.79
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	20,662,000	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	17,742,876	1.24
JP MORGAN CHASE BANK 385164	17,699,000	1.24

（注）持株比率は、自己株式（6,008,888株）を控除して計算しています。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

所有者別株式分布状況



※自己株式は、「個人その他」に含めています。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1) 当社社員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第8回新株予約権 (2009年1月17日決議)	13,026個	普通株式 1,302,600株	無償	559円	2012年3月28日 ～2018年3月26日
第9回新株予約権 (2010年2月12日決議)	6,163個	普通株式 616,300株	無償	701円	2013年3月28日 ～2019年3月26日
第17回新株予約権 (2013年2月20日決議)	3,231個	普通株式 323,100株	無償	0.01円	2016年3月30日 ～2022年3月28日
第22回新株予約権 (2014年2月20日決議)	3,876個	普通株式 387,600株	無償	0.01円	2017年3月29日 ～2023年3月27日
第36回新株予約権 (2015年2月20日決議)	6,771個	普通株式 677,100株	無償	0.01円	2018年3月29日 ～2024年3月27日
第46回新株予約権 (2016年2月18日決議)	8,484個	普通株式 848,400株	無償	0.01円	2017年3月1日 ～2026年2月27日
第47回新株予約権 (2016年2月18日決議)	75個	普通株式 7,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第48回新株予約権 (2016年2月18日決議)	45個	普通株式 4,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	29,171個	普通株式 2,917,100株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日

- (注) 1. 上記新株予約権等の数、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額（1株当たり）は、2012年7月1日付で実施された株式分割（1：100）後の数値を記載しています。
2. 上記新株予約権等の行使価額（1株当たり）は、2015年6月30日付で実施された公募増資後の数値を記載しています。
3. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。
新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員との地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
4. 第17回新株予約権、第22回新株予約権、第36回新株予約権、第46回新株予約権、第47回新株予約権、第48回新株予約権及び第50回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(2) 当社従業員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第 8 回新株予約権	837個	2人
	第 9 回新株予約権	330個	2人
	第17回新株予約権	630個	3人
	第22回新株予約権	461個	3人
	第36回新株予約権	203個	2人
	第46回新株予約権	881個	3人
	第50回新株予約権	323個	1人
社外取締役	第17回新株予約権	45個	3人
	第22回新株予約権	39個	3人
	第36回新株予約権	36個	3人
	第47回新株予約権	45個	3人
監査役	第 8 回新株予約権	70個	1人
	第 9 回新株予約権	30個	1人
	第17回新株予約権	45個	3人
	第22回新株予約権	39個	3人
	第36回新株予約権	36個	3人
	第48回新株予約権	45個	3人

- (注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。
 2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

(1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1個当たり)	権利行使期間
第44回新株予約権 (2016年1月23日決議)	19,993個	普通株式 1,999,300株	無償	1円	2017年2月1日 ～2026年1月30日
第45回新株予約権 (2016年1月23日決議)	16個	普通株式 1,600株	無償	1円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第46回新株予約権 (2016年2月18日決議)	8,484個	普通株式 848,400株	無償	1円	2017年3月1日 ～2026年2月27日
第49回新株予約権 (2016年4月28日決議)	10,297個	普通株式 1,029,700株	無償	1円	2017年5月1日 ～2026年5月1日
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	29,171個	普通株式 2,917,100株	無償	1円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第51回新株予約権 (2016年8月4日決議)	18個	普通株式 1,800株	無償	1円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第52回新株予約権 (2016年10月28日決議)	7,170個	普通株式 717,000株	無償	1円	2017年11月1日 ～2026年11月1日
第53回新株予約権 (2016年10月28日決議)	1,102個	普通株式 110,200株	無償	1円	2017年11月1日 ～2026年11月1日

(注) 1. 第44回新株予約権、第46回新株予約権、第49回新株予約権、第50回新株予約権、第52回新株予約権及び第53回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未

満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
2. 第45回新株予約権及び第51回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第44回新株予約権	10,934個	1,093,400株	4,311名
	第46回新株予約権	4,663個	466,300株	57名
	第50回新株予約権	11,158個	1,115,800株	4,379名
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第44回新株予約権	9,059個	905,900株	2,369名
	第45回新株予約権	16個	1,600株	3名
	第46回新株予約権	142個	14,200株	38名
	第49回新株予約権	10,297個	1,029,700株	272名
	第50回新株予約権	17,690個	1,769,000株	2,593名
	第51回新株予約権	18個	1,800株	3名
	第52回新株予約権	7,170個	717,000株	361名
	第53回新株予約権	1,102個	110,200株	29名

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2016年12月31日時点)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	みきたに ひろし 三木谷 浩史	最高執行役員 ECカンパニープレジデント、オープンEC・AD・アフィリエイト カンパニープレジデント、グループカンパニーディビジョングループ プレジデント 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、合同会社クリムゾン グループ代表社員、株式会社クリムゾンフットボールクラブ代表取締 役会長、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、一般 社団法人新経済連盟代表理事、Aspyrian Therapeutics, Inc. Chairman and Director
代表取締役副会長	ほ さか まさ ゆき 穂坂 雅之	副会長執行役員 カード&ペイメントカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	Rakuten USA, Inc. Chairman and Director
取締役 社外 独立役員	くたらぎ けん 久多良木 健	ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー、サイバーアイ・ エンタテインメント株式会社代表取締役CEO、株式会社ノジマ社外取 締役
取締役 社外	ジョシュア・G・ジェイムズ Joshua G. James	Domo, Inc. Founder and CEO
取締役 社外 独立役員	みたち たかし 御立 尚資	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター、 公益社団法人経済同友会副代表幹事
取締役 社外 独立役員	むらい じゅん 村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授・学部長、株式会社ブロードバンド タワー社外取締役
取締役 社外 独立役員	ヤンミ・ムーン Youngme Moon	Avid Technology, Inc. Director、ハーバード大学経営大学院 Senior Associate Dean of Strategy and Innovation, Donald K. David Professor、Unilever N.V./Unilever PLC Director

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役（常勤） 社外	うちだ たかひで 内田 貴秀	—
監査役 社外	せのお よしあき 妹尾 良昭	—
監査役 社外 独立役員	ひら た たけお 平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授、日本スポーツ産業学会会長、内閣官房参与
監査役 社外	やまぐち かつゆき 山口 勝之	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、フリービット株式会社社外監査役、株式会社ブレインパッド社外監査役、株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役

- (注) 1. 2016年3月30日開催の第19回定時株主総会において、Joshua G. James、御立尚資の両氏は取締役新たに選任され、就任しました。
2. 2016年3月30日開催の第19回定時株主総会において、内田貴秀氏は監査役に新たに選任され、就任しました。
3. 代表取締役 島田亨、平井康文、山田善久の3氏と、取締役 小林正忠、杉原章郎、武田和徳、百野研太郎、草野耕一、吹野博志の6氏は、2016年3月30日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
4. 代表取締役 三木谷浩史氏は、2016年7月1日付で楽天市場事業、エネルギー事業、Ebates事業、Slice事業、内部監査部及びCEO戦略・イノベーション室担当役員を退任するとともに、同日付の組織改編に伴って設立された、ECカンパニープレジデント、オープンEC・AD・アフィリエイトカンパニープレジデント及びグループカンパニーディビジョングループプレジデントに就任しました。なお、株式会社クリムゾンフットボールクラブは、2017年1月1日付で楽天フットボールクラブ株式会社に名称を変更しています。
5. 代表取締役 穂坂雅之は、2016年7月1日付でポイントパートナー事業、証券事業、楽天カード事業、Edy事業、スマートペイ事業、銀行事業、保険代理店事業、生命保険事業、Fin Tech事業戦略室及びFin Tech投資戦略室担当役員を退任するとともに、同日付の組織改編に伴って設立された、カード&ペイメントカンパニープレジデントに就任しました。
6. 取締役 久夛良木健、Joshua G. James、御立尚資、村井純、Youngme Moonの5氏は、社外取締役です。
7. 監査役 内田貴秀、妹尾良昭、平田竹男、山口勝之の4氏は、社外監査役です。
8. 取締役 久夛良木健氏は、ソニー株式会社のシニア・テクノロジーアドバイザーであり、同社は当社に対して物品販売等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
9. 取締役 Joshua G. James氏は、Domo, Inc.のFounder and CEOであり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
10. 取締役 御立尚資氏は、公益社団法人経済同友会の副代表幹事であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っています。2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
11. 取締役 村井純氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授・学部長であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っています。2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は株式会社ブロードバンドタワーの社外取締役であり、同社は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
12. 監査役 平田竹男氏は、日本スポーツ産業学会の会長であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っています。2016年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
13. 監査役 山口勝之氏は西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、また、同氏は株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、同社は当社に対して役務提供等の取引がありますが、2016年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
14. 当社は、久夛良木健、御立尚資、村井純、Youngme Moon、平田竹男の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び社外監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	18名	366百万円
監査役	4名	56百万円

- (注) 1. 上記には、2016年1月10日付で辞任した取締役1名及び2016年3月30日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した9名が含まれています。
2. 上記の金額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれていません。
3. 上記の金額には、社外役員（取締役7名及び監査役4名）の報酬等の総額131百万円が含まれています。
4. 上記のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は取締役16名に対して139百万円、監査役3名に対して6百万円です。これらのうち、社外役員（取締役5名及び監査役3名）に係る費用計上額は18百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、1.の注記に記載のとおりです。その他の兼職先との間には重要な取引関係等はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	くたらぎ けん 久尋良木 健	2016年度の取締役会12回のうち12回全てに出席し、主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ジョシュア・G・ジェイムズ Joshua G. James	当社取締役就任後の2016年度の取締役会9回のうち8回に出席し、主にインターネットサービスに関する専門的な知識や北米におけるインターネットサービス企業経営の豊富な経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	みたち たかし 御立 尚資	当社取締役就任後の2016年度の取締役会9回のうち9回全てに出席し、主に経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	むらい じゅん 村井 純	2016年度の取締役会12回のうち9回に出席し、主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
ヤン ミ ムーン Youngme Moon	2016年度の取締役会12回のうち10回に出席し、主に経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。	
社外監査役	うちだ たかひで 内田 貴秀	当社監査役就任後の2016年度の取締役会9回のうち9回全てに出席し、また当社監査役就任後の監査役会6回のうち6回全てに出席し、主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意思表明等の発言を行っています。
	せのお よしあき 妹尾 良昭	2016年度の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また監査役会8回のうち8回全てに出席し、主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意思表明等の発言を行っています。
	ひらた たけお 平田 竹男	2016年度の取締役会12回のうち11回に出席し、また監査役会8回のうち7回に出席し、主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意思表明等の発言を行っています。
	やまぐち かつゆき 山口 勝之	2016年度の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また監査役会8回のうち8回全てに出席し、主に弁護士としての幅広い知識と経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意思表明等の発言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
107百万円
- (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
256百万円

- (注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、主に財務報告に係る内部統制に関する助言及び指導業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

- (1) 処分対象
新日本有限責任監査法人
- (2) 処分内容
3ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（2016年1月1日から同年3月31日まで）
業務改善命令（業務管理体制の改善）
- (3) 処分理由
 - ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明したため。
 - ・運営が著しく不当と認められたため。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

株主還元については、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的に1株当たり配当額を増加又は維持しています。必要となる株主資本の水準については、以下の考え方を基本としています。

- ・ 拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・ 事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・ 金融事業を行う上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

当事業年度につきましては、当該基本方針に基づき、2017年2月13日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり4.5円（前事業年度は1株当たり4.5円。）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会であり、当社の剰余金配当については、期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については経営環境等の状況を勘案の上、機動的に判断していきます。

なお、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討していきます。

（参考）1株当たり配当金（株式分割調整後）の推移

	第17期 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	第18期 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	第19期 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	第20期 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1株当たり配当金（円）	4.00	4.50	4.50	4.50

（注）本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書 (2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
現金及び現金同等物	548,269
売上債権	117,088
証券事業の金融資産	1,120,684
カード事業の貸付金	1,014,708
銀行事業の有価証券	157,315
銀行事業の貸付金	585,800
保険事業の有価証券	18,071
デリバティブ資産	21,813
有価証券	173,076
その他の金融資産	137,678
持分法で会計処理されている投資	41,130
有形固定資産	53,271
無形資産	506,087
繰延税金資産	25,681
その他の資産	84,001
資産合計	4,604,672

負債の部	
科目	金額
仕入債務	181,279
銀行事業の預金	1,505,946
証券事業の金融負債	1,059,639
デリバティブ負債	6,598
社債及び借入金	711,104
その他の金融負債	297,489
未払法人所得税等	12,674
引当金	65,235
保険事業の保険契約準備金	24,462
繰延税金負債	17,428
その他の負債	42,472
負債合計	3,924,326
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	680,247
資本金	204,562
資本剰余金	211,785
利益剰余金	210,554
自己株式	△3,627
その他の資本の構成要素	56,973
非支配持分	99
資本合計	680,346
負債及び資本合計	4,604,672

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上収益	781,916
営業費用	677,598
その他の収益	5,323
その他の費用	6,305
減損損失	25,359
営業利益	77,977
金融収益	256
金融費用	3,501
持分法による投資損失	809
税引前当期利益	73,923
法人所得税費用	35,922
当期利益	38,001
当期利益の帰属	
親会社の所有者	37,995
非支配持分	6
当期利益	38,001

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	191,572
現金及び預金	32,453
売掛金	81,095
商品	6,692
貯蔵品	322
前払費用	4,377
未収入金	31,784
未収還付法人税等	4,120
関係会社短期貸付金	9,516
繰延税金資産	22,101
その他	4,587
貸倒引当金	△5,479
固定資産	944,336
有形固定資産	16,444
建物	7,327
機械装置及び運搬具	309
工具、器具及び備品	7,712
建設仮勘定	960
その他	135
無形固定資産	38,837
のれん	4,388
特許権	2,166
商標権	125
ソフトウェア	26,337
ソフトウェア仮勘定	5,786
その他	31
投資その他の資産	889,054
投資有価証券	5,153
関係会社株式	862,512
関係会社出資金	300
関係会社社債	4,000
関係会社長期貸付金	10,029
破産更生債権等	2,542
長期前払費用	280
敷金及び保証金	4,518
繰延税金資産	3,359
貸倒引当金	△2,407
投資損失引当金	△1,234
資産合計	1,135,909

負債の部	
科目	金額
流動負債	286,603
買掛金	11,126
コマーシャル・ペーパー	26,000
短期借入金	36,565
1年内償還予定の社債	30,000
未払金	36,862
未払費用	21,585
前受金	7,194
預り金	55,031
ポイント引当金	59,183
賞与引当金	2,133
仮受金	593
その他	328
固定負債	242,152
社債	40,000
長期借入金	199,000
資産除去債務	2,732
その他	420
負債合計	528,756
純資産の部	
株主資本	594,088
資本金	204,562
資本剰余金	213,370
資本準備金	172,099
その他資本剰余金	41,271
利益剰余金	179,781
その他利益剰余金	179,781
繰越利益剰余金	179,781
自己株式	△3,627
評価・換算差額等	1,602
その他有価証券評価差額金	1,602
新株予約権	11,461
純資産合計	607,152
負債純資産合計	1,135,909

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		305,437
売上原価		64,212
売上総利益		241,225
販売費及び一般管理費		194,137
営業利益		47,087
営業外収益		
受取利息	126	
受取配当金	16,978	
その他	276	17,381
営業外費用		
支払利息	1,895	
為替差損	76	
支払手数料	541	
その他	165	2,679
経常利益		61,789
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	382	
固定資産売却益	1,231	
関係会社株式売却益	110	
その他	99	1,824
特別損失		
固定資産除却損	809	
減損損失	3,503	
関係会社株式評価損	6,487	
関係会社貸倒引当金繰入額	931	
投資損失引当金繰入額	1,234	
その他	1,372	14,340
税引前当期純利益		49,273
法人税、住民税及び事業税	12,512	
法人税等調整額	△2,078	10,434
当期純利益		38,839

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年2月16日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧澤 徳也 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 健治 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木 賢治 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、楽天株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年2月16日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧澤 徳也 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 健治 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木 賢治 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月20日

楽天株式会社 監査役会

常勤監査役	内田 貴秀	Ⓔ
監査役	妹尾 良昭	Ⓔ
監査役	平田 竹男	Ⓔ
監査役	山口 勝之	Ⓔ

(注) 監査役 内田 貴秀・監査役 妹尾 良昭・監査役 平田 竹男 及び監査役 山口 勝之は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社グループのサービスをより多くの方にご理解いただく機会を提供することを目的として、株主優待制度を導入しています。

この機会に是非、楽天グループのサービスをご利用ください。

第20期 ご優待内容

① 楽天市場 200円クーポン 4枚 800円相当

② 楽天トラベル 国内宿泊クーポン 2,000円相当

申込み期間(①、②共通)：3月10日～6月10日

クーポンの発行時期、利用期限(①、②共通)：

申込み時期	発行時期	利用期限
3月10日～4月10日	5月1日	7月31日
4月11日～5月10日	6月1日	8月31日
5月11日～6月10日	7月1日	9月30日

RaCoupon

楽天グループのクーポンサービス
「RaCoupon(ラ・クーポン)」

※② 楽天トラベルのクーポンは、「2名様以上のご旅行にご利用いただける国内宿泊2,000円クーポン1枚」又は、「1名様以上のご旅行にご利用いただける国内宿泊1,000円クーポン2枚」の選択制となります。10月末までのご旅行にご利用いただけます。

※お申込・ご利用にあたり、楽天会員の登録(無料)が必要です。

③ 楽天Kobo 対象期間中のコンテンツ購入に対しポイント+2%付与

申込み期間：3月10日～6月10日

対象期間：7月1日～12月31日

※対象期間中の毎月10万円までの電子書籍コンテンツ購入に対し、購入金額の2%の楽天スーパーポイントを追加付与いたします。

※楽天Koboの電子書籍は、専用端末以外にもお手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォンに無料アプリをダウンロードしていただくだけで、好きな本(小説、コミックなど)をすぐにお楽しみいただけます。

※お申込・ご利用にあたり、楽天会員の登録(無料)が必要です。



④ 楽天イーグルス 限定グッズを抽選で5名様にプレゼント

申込み期間：3月10日～6月10日

抽選・賞品発送時期：6月中

※当選者には、株主名簿管理人に登録されているご住所へ賞品を郵送いたします。

※グッズの選択はお受けいたしかねます。



⑤ 楽天イーグルス 一軍公式戦観戦チケットを優待価格にてご提供

購入可能期間：3月10日～2017シーズン中

購入可能枚数：1試合につき8枚まで

対象試合：2017シーズン中の楽天イーグルスが主催する一軍公式戦

対象チケット：一般販売のチケット

※ボックス系席種、お得な特典付席種等、一般席種以外のチケット、子供チケット、クライマックスシリーズ、日本シリーズのチケットは割引対象外となります。

※座席数には限りがあり、満席の場合にはご購入できません。



⑥ ヴィッセル神戸 限定グッズを抽選で5名様にプレゼント

申込み期間：3月10日～6月10日

抽選・賞品発送時期：6月中

※当選者には、株主名簿管理人に登録されているご住所へ賞品を郵送いたします。

※グッズの選択はお受けいたしかねます。



⑦ ヴィッセル神戸 公式戦観戦チケットを優待価格にてご提供

購入可能期間：3月10日～2017シーズン中

購入可能枚数：1試合につき8枚まで

対象試合：ノエビアスタジアム神戸、神戸ユニバー記念競技場で開催する2017シーズン中のリーグ戦及びリーグカップ予選のホームゲーム、アジア・チャンピオンズリーグ(ACL)出場時はリーグカップ予選に代わってACLグループステージ(3試合)

対象チケット：一般販売のチケット

※一般席種以外のチケット、小中学生チケット、リーグカップ決勝トーナメント、Jリーグチャンピオンシップ、天皇杯のチケットは割引対象外となります。

※座席数には限りがあり、満席の場合にはご購入できません。



⑧ 楽天証券

楽天証券口座にて当社株式を保有する株主様限定

当社株式購入手数料30%ポイント還元、マーケットスピード利用料1年間無料

対象株主：権利付最終日(2016年12月27日)時点で楽天証券口座にて100株(1単元)以上の当社株式を保有している株主様

対象期間：2016年12月28日～2017年12月27日

ポイント還元 対象取引：当社株式 現物買付取引

※本優待の対象株主様は自動的に適用となり、お申込み手続き等は特に不要です。

詳細については、株主様ご優待専用サイトをご覧ください。 >>> <https://r10.to/kabu>

申し込み方法

STEP
1

ID・パスワード通知書のご準備

お手元に、本招集ご通知と同封の「第20期 楽天株式会社 株主様ご優待 専用サイトのご案内 および ID・パスワードのご通知」をご準備ください。

①～⑦のご優待お申込みの際に必要となります。

なお、⑧**楽天証券**のご優待は、対象の株主様は自動的に適用となり、お申込み手続き等は特に不要です。



※画像はイメージです。株主様それぞれにID・パスワードをご通知しています。

STEP
2

株主様ご優待専用サイトにアクセス

パソコン、タブレット、スマートフォン等から、インターネットで株主様ご優待専用サイトへアクセスしてください。以下のURLをウェブブラウザのアドレスバーに入力することでアクセスできます。

専用サイトURL

<https://r10.to/kabu>

STEP
3

株主様ご優待専用サイトにログインし、お申込み

ID・パスワード通知書に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインしてください。

ログイン後、画面の案内にしたがって各ご優待のお申込みを行ってください。

⑤**楽天イーグルス 一軍公式戦観戦チケット**

⑦**ヴィッセル神戸 公式戦観戦チケット**

上記ご優待は、株主様ご優待専用サイトよりイーグルスチケット、ヴィッセルチケットの株主様専用サイトにそれぞれ移動し、画面の案内にしたがってお申込みを行ってください。

お申込みの際、ID・パスワード通知書に記載のID・パスワードでログインする必要があります。



※専用サイトログインページのイメージです。

よくあるご質問

Q どのような株主が優待を受けられますか？

- A 毎年12月末時点の株主名簿に記載された100株(1単元)以上の当社株式を保有する株主様が対象です。12月末時点の株主名簿に記載されるためには、権利付最終日(第20期の場合は2016年12月27日)の取引終了時に当社株式を保有している必要があります。
- なお、**楽天証券**のご優待は、権利付最終日に楽天証券口座にて当社株式を保有する株主様が対象です。

Q 8種類の優待すべて受けられますか？

- A はい。対象となる株主様は、**①～⑧**のすべての優待をご利用いただけます。

Q 株主優待の内容は毎年同じですか？

- A いいえ。変更する可能性があります。当社は、株主様のご利用状況・ご意見等を勘案し、毎年優待内容について検討しております。

Q 複数単元の株式を保有している場合は、単元数の分だけ優待を受けられますか？

- A いいえ。当社の株主優待制度は、株主の皆様当社グループサービスのご理解を深めていただくことを目的としているため、対象の株主皆様に一律の内容でご提供しています。

Q ID・パスワード通知書を紛失してしまいました。

- A 対象となる株主様には、本招集ご通知に同封して2017年3月10日付でID・パスワード通知書を発送しております。紛失された場合は、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。
- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎️ **0120-782-031** 9時～17時 土日祝除く

ご優待に関するお問い合わせ

ご優待の内容、お申込み方法に関してご不明な場合、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社の当社株主優待専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主優待専用ダイヤル ☎️ **0120-635-203** 9時～17時 土日祝除く

受付期間：2017年3月13日～2017年6月30日

※受付期間外は、株主様ご優待専用サイトよりお問い合わせください。

持続的な成長に向けて



2016年度[Dow Jones Sustainability Asia/Pacific Index]の構成銘柄に初選定

社会貢献活動(CSR活動)

ビジネスパートナー、お客様、行政、NPOなど、楽天のネットワークに集まる多様なステークホルダーの皆様と一緒に、教育、環境、地域コミュニティ、災害・人道支援など様々な課題に取り組んでいます。

楽天IT学校

今年10年目を迎える「楽天IT学校」では、社員と楽天市場/楽天トラベルのショップ/ホテルスタッフが講師となり、全国67の高校でE-コマースに関する授業を実施し、のべ3,441名の学生が受講しました。



詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。 >>> <https://corp.rakuten.co.jp/csr/>

ダイバーシティの取組

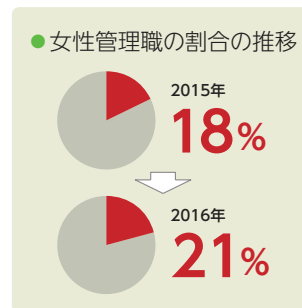
楽天グループは、社員の個性を尊重し社会をエンパワーメントするイノベーションの創出に努めています。



2016年度 work with Prideの「PRIDE指標」でゴールド受賞

2016年の取組み

- ダイバーシティ&インクルージョンの社内ホームページを設置し、社内の意識醸成を開始
- 社内規程上の配偶者の定義に同性パートナーを含む改定や、楽天カード、楽天生命、楽天Edyなどで、LGBTの利用者向けにサービスの提供を開始
- 仕事と育児の両立支援として社内託児所や搾乳室の整備を行い、95%以上の社員が産休・育休から職場へ復職



詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。 >>> <https://corp.rakuten.co.jp/about/diversity/>

株主メモ

事業年度 毎年1月1日から12月31日まで

定時株主総会 毎年3月下旬

基準日 毎年12月31日

単元株式数 100株

公告 電子公告
<https://corp.rakuten.co.jp/investors/koukoku/>
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務のご案内

- 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
[電話照会先] 0120-782-031 9時～17時 土日祝除く
[郵送物送付先] 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号

株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主様のマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届出ください。

■株式関連業務におけるマイナンバーの利用

法令に基づき、「配当金に関する支払調書」及び「単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書」等には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出します。

■お問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主様：お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主様：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

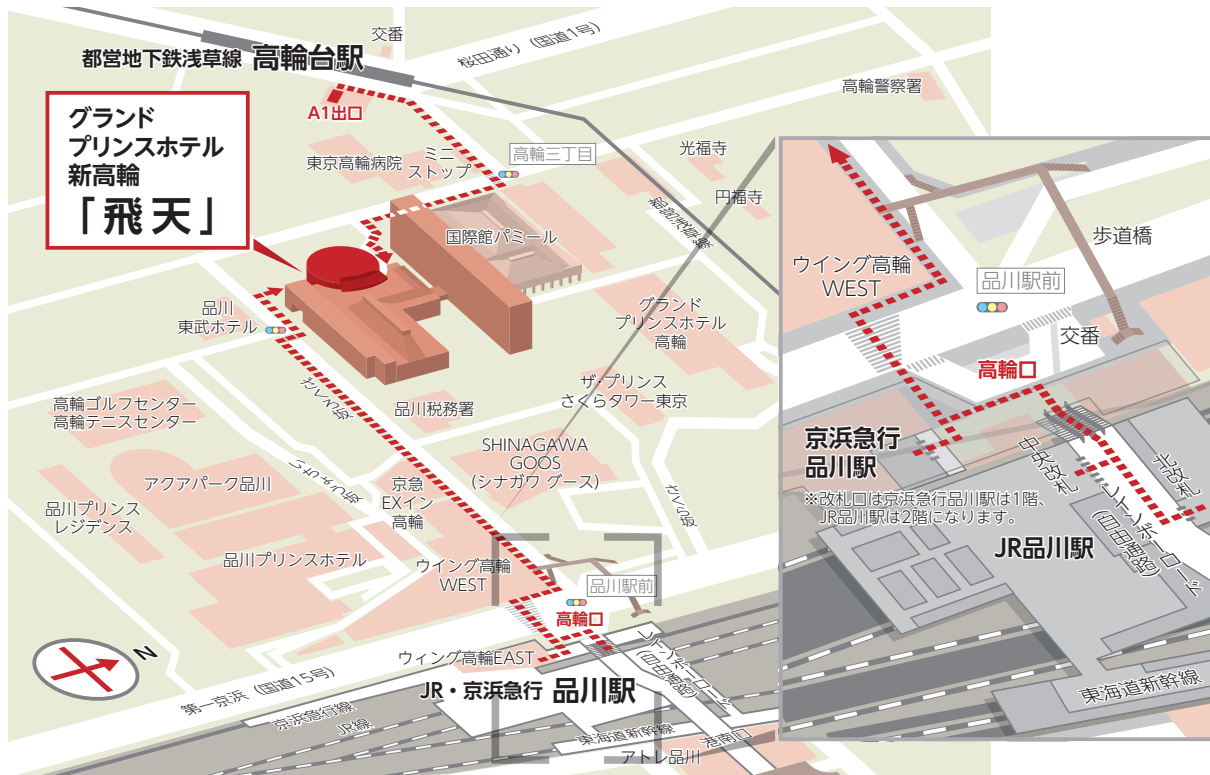
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
電話 03-3442-1111(代表)

交通機関のご案内

- JR・京浜急行:品川駅高輪口より徒歩約8分
- 都営地下鉄浅草線:高輪台駅A1出口より徒歩約6分



● 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

楽天株式会社

<https://corp.rakuten.co.jp/>



UD FONT